

# プラットフォーム：どのようにその交渉力に対処するか？

Anne-Sophie Choné-Grimaldi  
パリ・ナンテール大学教授

# 1. 競争法

## A) 支配的地位の濫用

i. 搾取型濫用

ii. 排除型濫用

## B) 経済的従属状態の濫用

## C) 垂直的制限

# 2. ビジネス契約法

## A) 商法

## B) 契約法

# 3. 分野別アプローチ

# 1. 競争法

# 支配的地位の濫用

- 搾取型濫用：契約者の利益に影響を与える行為（例：高すぎる価格）
- 排除型濫用：競争者の利益に影響を与える行為（例：排他条項、抱き合わせ、略奪的価格...）

# 排除型濫用

## ◆条文

- －EU競争法：EU機能条約102条
- －フランス競争法：商法典L.420-2条第1段落

## ◆3条件：

- －支配的地位
- －反競争的排除
  - ・ロックイン効果（例：最恵国待遇条項－Booking事件）
  - ・レバレッジ効果（例：抱き合わせ－google事件）
- －真価に基づく競争手段以外の手段

# 経済的従属状態の濫用

- ・フラン競争法：商法典420-2条第2段落：単独の事業者または事業者グループによる顧客または供給者の経済的従属状態の濫用もまた、競争の機能または構造に影響を及ぼすおそれがある場合には、禁止される。
- ・適用がとても難しく、適用はまれである。

# 垂直的制限

- 垂直的制限は、EU競争法（EU機能条約101条）とフランス競争法（商法典L.420-1条）で禁止される。
- ネット販売業者（プラットフォーム）が市場にアクセスすることを妨げるおそれのある条項
- Pierre fabre事件とcoty事件：販売業者が第三者のプラットフォームを利用するのを禁じることは可能であるが、ネット販売の完全な禁止はできない。

## 2.ビジネス契約法



# 商法：制限的競争行為

## ・商法典L.442-6条 I 項第2号

I 以下の行為をする、生産者、商人、製造業者、商業登記をしたものは、有責であり、それにより生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

2号 当事者の権利と義務について著しい不均衡を生じさせる債務を取引相手に負わせる又は負わせようとする

## ・3条件：

- ( i ) 取引関係
- ( ii ) 権利と義務の不均衡
- ( iii ) 一方当事者の他方当事者への従属

# 契約法

- 民法典1171条:「定型的な約款において、契約当事者の権利義務に著しい不均衡を生じさせる条項はすべて、書かれていないものとみなされる。」

## 3.分野別アプローチ

# フランス法の新しい規定

- 商法典L420-2-2条:運輸分野
- 観光法L311-5-1条:予約プラットフォーム分野
- 批判: 不完全さ

# 他の選択肢？

- 現行規定の維持。レバレッジ効果を持つ行為にEU機能条約102条を優先適用する。
- プラットフォームについて特別のルールを規定。(参考：欧州委員発行、オンライン仲介サービスのビジネスユーザーのために公正性と透明性を促進する新規則のための提案)
- 支配的地位の濫用の基準拡大。例、支配的事業者だけでなく、重要事業者にも適用。